

資金移動業（GAICA）の廃止の公告

令和5年10月2日

債権者各位

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
株式会社アプラス
代表取締役 嶋田 貴之

当社は、令和6年5月31日をもって資金移動業の一部（「GAICA」の名称で営む事業）を廃止することといたしました。

資金決済に関する法律第六十一条第五項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、下記のとおりといたします。

記

- 一 当社が管理するお客様の残高は、令和6年5月31日までに払戻しのお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。予めお申し出によりご指定いただいたお客様の金融機関の口座に振り込む方法により返還いたします。
- 二 お客様が金融機関の口座をご指定いただかない場合その他上記一の方法によることが困難な場合には、当社が適当と認める時期に当社が適当と認める方法により返還を行います。

お手続き内容

■ GAICA（一般）の場合

- ① GAICA 残高を0円にするよう、使い切り
- ② 使い切れなかった場合、下記の「GAICA 払戻請求フォーム」から払戻しを申請

URL：<https://www.gaica.jp/guide/refund/gaica.html>

■ GAICA（Flex 機能付き）の場合

- ① GAICA 残高を0円にするよう、使い切り
- ② 使い切れなかった場合、下記ページに記載の方法で総合口座パワーフレックスに払戻し

URL：<https://www.gaica.jp/guide/refund/gaicaflex.html>

なお、GAICA（一般）・GAICA（Flex 機能付き）ともに払戻し手数料はいただきません。

以上、資金決済に関する法律第六十一条第三項の規定により公告いたします。